

役員候補選出委員選出規程

制定 2013年 8月24日

改定 2017年11月30日

改定 2018年 5月23日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スキー連盟（以下 SAK という）役員の選任にあたり、各加盟団体の利害を超越し真に組織人として SAK の目的達成のために貢献する人物を、役員候補者（以下 候補者 という）として選出することを目的に、定款第24条による役員候補を選出するため、役員候補選出委員（以下 選出委員 という）の選出を定める。

（役員候補選出委員会の設置）

第2条 定款第24条の役員候補者を選出するために、役員候補選出委員会（以下 委員会 という）を置く。

2 選出委員の任期は、2年とする。

（選出委員の職務）

第3条 委員会は、理事会、評議員会から独立した委員会として第1条の目的に沿って、委員の真摯な論議で役員候補の選出を行う。

- 2 選出委員は、理事会の諮問事項に応じ、速やかに選出する。論議結果の結論と答申内容を確認する。
- 3 任期中の委員交代は可とし、至近の委員会に諮り決定する。
- 4 選出委員は、委員会での論議内容に関して守秘義務を負う。
- 5 選出委員は、推薦団体から全権委任されて会議に出席することとする。
- 6 会議内容を持ち帰り論議することは出来ない。ただし、委員会での論議結果でそれを認めた場合はこの限りではない。

（選出委員の選出方法）

第4条 委員会を構成する委員は、理事会の依頼により、組織規程第4条に定めるブロックにおいて加盟団体の会員から選出し、理事会がそれを任命する。

- 2 選出委員数は、役員を改選する評議員会が開催される年の1月1日現在の評議員数の過半数とし、改選をする年の1月1日現在のブロック毎の会員数により比例配分する。ただし、高校生会員は1/2として数えるものとする。
- 3 県央、湘南、県西ブロックにあっては、同一加盟団体から2以上の委員を選出するこ

とは出来ない。

- 4 上記2項に複数加盟団体が存在するブロックにおいては、比例配分数と加盟団体数の差を加え、加盟団体に1名の選出委員枠を与える。
- 5 高体連は横浜ブロックに置き、1名の選出委員枠を与える。
- 6 複数加盟団体が存在するブロックにおいては、上記2項で選出された委員数枠を超えないものとする。
- 7 上記内容を別紙一1で記載する。

(推薦の必要書類)

第5条 選出委員の推挙を行う時は、会長あてに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加盟団体の推薦書
- (2) 本人の就任承諾書

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議による。